

☆次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業について☆

次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という）に基づき、一般事業主行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成したことなどの一定基準を満たした県内の事業主は、高知労働局の認定を受けることができます。

認定を受けた企業は、認定マーク「くるみん」を広告、商品、求人広告につけことができます。

認定企業 国立大学法人高知大学

・「認定通知書交付式」を平成 22 年 11 月 16 日に高知労働局で行いました。

高知労働局は、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として、国立大学法人高知大学を認定しました。

県内では第 3 番目の認定企業であることから、11 月 16 日に高知労働局において、「認定通知書交付式」を行いました。

国立大学法人高知大学の主な取組みは、下記の通りです。

□ 国立大学法人高知大学の行動計画の概要及び取組結果

1 行動計画の目標

- (1) 産前休業期間を 6 週間から 8 週間へ延長し、妊娠中の女性職員の母性保護に配慮する。
- (2) 年次有給休暇の取得促進を促進するため、連続休暇の取得促進等を図る。
- (3) 託児所の設置により、子育て支援を行う。

3 取組の結果

- (1) 平成 17 年 7 月から産前休業期間を 6 週間から 8 週間に延長した。
- (2) ○平成 19 年 7 月 1 日からリフレッシュ休暇を導入した。
○平成 17 年 7 月 1 日から非常勤職員に、暦年の 7 月～9 月までの期間原則として連続 3 日の夏季休暇を導入。
○平成 19 年度から年次有給休暇の計画的使用及び連続休暇の取得促進についての通知を行った。

(3) 平成18年4月から保育施設を設置。また、大学入試センター試験実施時に、託児所を設置した。

4 その他

計画期間内に男性の育児休業者2名、女性の育児休業取得率87%を達成。



認定マーク「くるみん」

認定を受けた企業は左の認定マーク（くるみん）を利用することができます。

「くるみん」には、赤ちゃんが大事に包まれる「おくるみ」と「職場ぐるみ・会社ぐるみ」で子どもの育成に取り組もう、という意味が込められています。このマークを求人広告、自社の商品や広告、企業の封筒や名刺などにつけて社外にアピールすることで、企業のイメージアップや、それに伴う生産性の向上、優秀な労働者の採用・定着などが期待されます。